

純米酒「伊奈備前守忠次」 を販売します！

伊奈町の町名の由来となった伊奈備前守忠次公にちなんで、神亀酒造株式会社のご協力により、昨年に引き続き、純米酒「伊奈備前守忠次」を販売します。また、今年から一升瓶（1800ml）と小瓶（300ml）の販売も始めます。



※写真は昨年のものです。

掛け米には、忠次公開田による伊奈町産「彩のかがやき」を使用しています。この機会に、忠次公の偉業をたたえご賞味ください。（生酒は12月下旬に販売予定）

販売開始日 10月10日(土)

価格 1本 300ml 691円（税別）
720ml 1,526円（税別）
1800ml 3,052円（税別）

製造

神亀酒造株式会社（蓮田市馬込3丁目74番地）

販売店

ヤマザキショップ内田屋 ☎721-1095

セブンイレブン伊奈大針店 ☎723-4752

埼玉屋酒店 ☎722-6448

（一社）伊奈町観光協会 ☎724-1055

☎（一社）伊奈町観光協会 ☎724-1055

伊奈町町制施行50周年記念

ご当地ナンバープレート を交付しています



町の魅力を町内外にPRしていただくため、限定500枚でご当地ナンバープレートを無料で交付しています。交付済みのナンバープレートの交換もできます。必要書類等詳しくは、町ホームページをご覧ください。（交付は一回限り）



交付場所 税務課

対象車種

原動機付自転車第1種：50cc以下（白色）

注意事項

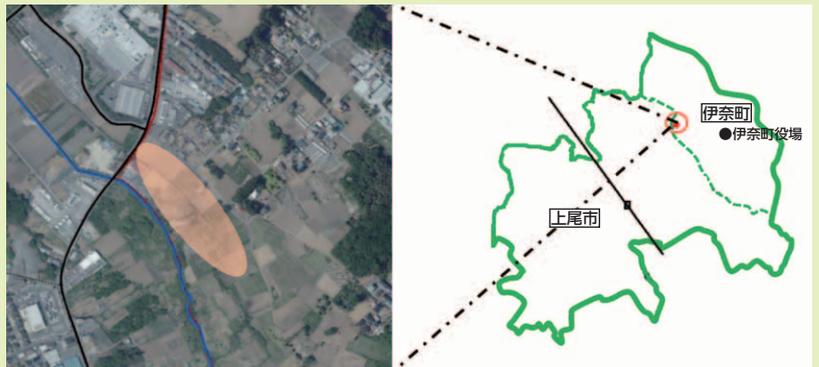
- ・代理人が申請する場合は、委任状が必要です。
- ・受付順での交付になりますので、標識番号の指定はできません。
- ・ナンバープレートを交換し標識番号が変更になった際は、自動車損害賠償責任保険の手続きが必要となる場合があります。事前に加入している保険会社にご確認ください。
- ・死亡者所有のまま登録されているものは、名義変更も併せて手続きをしてください。

☎ 税務課 ☎2152



上尾・伊奈広域ごみ処理施設の建設候補地決定

伊奈町と上尾市では、住民や有識者等で構成する「上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議」の建議を受けて決定した評価基準に基づき候補地を評価し、協議の上、右図の伊奈町小室柴中狭区内を候補地として決定しました。今後、住民の方への説明、用地買収に向けての協議、各種計画策定・調査、候補地に接する「都市計画道路上尾伊奈線」の整備などを進めてまいります。



☎ 環境対策課 ☎2253

令和元年度決算における健全化判断比率 および資金不足比率を公表します

関 企画課 2218

町では、「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に基づき健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

令和元年度決算における町の健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりであり、すべて基準を下回りました。

◎健全化判断比率

(単位：%)

名称	伊奈町の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.75	20.0
連結実質赤字比率	—	18.75	30.0
実質公債費比率	7.0	25.0	35.0
将来負担比率	30.3	350.0	

※「—」の部分は、黒字を表します。

◎資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	伊奈町の数値	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	20.00

※「—」の部分は、黒字を表します。

【語句の説明】

《実質赤字比率》

一般会計等の赤字の大きさを表したものの。

《連結実質赤字比率》

すべての会計の赤字と黒字を合算して赤字の程度を表したものの。

《実質公債費比率》

一般会計等の借入金返済額やこれに準ずるものの額の大きさを表したものの。

財政負担の程度を示す。

《将来負担比率》

一般会計等の借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担の程度を表したものの。将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す。

《資金不足比率》

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して表したものの。経営状況の深刻度を示す。

【基準の説明】

- ★早期健全化基準 4指標のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政健全化計画を策定して、自主的な財政再建を目指す。
- ★財政再生基準 3指標のうち、1つでもこの基準以上である場合、財政再生計画を策定し、国の監督の下、早期健全化基準未達となるまで財政健全化を目指す。
- ★経営健全化基準 指標がこの基準以上の場合、当該公営企業会計は、経営健全化基準を策定して、経営改善を目指す。

ひとり親家庭第2次生活応援事業の申請はお済みですか？

現在、お買い物券支給（第2次）の申請を受け付けています。該当すると思われる方で、まだ申請がお済みでない方は必ず申請してください。

☑ 令和2年6月1日現在で対象児童（平成14年4月2日以降に生まれた方）がおり、その児童の両親が揃っていない世帯。ただし、前回対象世帯（令和2年6月1日現在のひとり親家庭等医療費受給者）および事実婚が認められる世帯を除きます。

支給内容 対象児童1人につき町内共通お買い物券2万円分

※支給には、申請後に審査があり、このほか細かい支給対象の条件が設けられています。少しでも該当すると思われる方はお問い合わせいただくか、町ホームページで対象要件をご確認いただき、申請してください。

※申請方法や申請期間など詳しくは、広報いな9月号または町ホームページをご覧ください。

関 福祉課 2126



ひとり親世帯への臨時特別給付金の申請はお済みですか？

現在、ひとり親世帯を支援するため、給付金支給申請を受け付けています。

☑ 次の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給していた方（公的年金等の受給により支給が全額停止されている場合を含む）
- ②公的年金等の受給により児童扶養手当の認定請求をしていないが、令和2年5月末時点でひとり親家庭に該当していた方
- ③令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっているひとり親家庭

支給額

基本給付…1世帯5万円（第2子以降1人につき3万円加算）
追加給付（基本給付に加算）…1世帯5万円（支給対象者の①②に該当する方で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し収入が減少した方のみ）

申請期間

令和3年2月28日(日)まで（土日祝日、年末年始を除く）

申請方法

- ①に該当する方には、7月上旬に案内をお送りしています。
- ②③に該当する方は、状況により申請方法が異なりますので、詳しくは町ホームページまたは子育て支援課にお問い合わせください。

関 子育て支援課 2127

